

医療的ケアが必要な児童の保育所入所に向けた手続について（概要）

保育所では、定時かつ短時間にて対応できる経管栄養や導尿などの医療的ケアを必要とするお子様が、安心して保育を受けることができるよう、看護師が医療的ケアを実施いたします。

医療的ケアの受入れ体制について

医療的ケア児の保育所入所については、「訪問看護事業所による医療的ケア（看護師派遣型）」及び「保育所による医療的ケア（看護師常駐型）」の2通りの体制があります。

訪問看護事業所による医療的ケアについては、3歳児クラス、4歳児クラス、5歳児クラスが対象となります。

なお、医療的ケアの実施が可能であっても、保育所の入所選考によっては、保育所に入所できない場合がございますので、予め御了承ください。

手続について

